

## J-RAPP 利用のメリット（出版）

### 使用料の減額

使用料規程取扱細則（第4節出版等）の適用条件を満たす場合（1 販売用出版物等（1）歌詞集・楽譜集・ピース等主たる内容が歌詞又は楽曲である出版物等の利用申込を事前に電子的方法によって行い、かつ、利用著作物明細に楽曲コードを付与する場合）には、発行部数の5%の部数を控除して著作物使用料が算定されます。

[【参考】使用料規定取扱細則（第4節出版等）](#)

### 許諾通知

2、3 営業日程度でメールにて許諾番号をお送りします。書類による利用申込みよりも早く許諾処理、通知がされます。

### 利用申込内容の保存

利用申込履歴の確認ができます。また、過去の利用申込情報から簡単に再・重版利用申込をすることができます。楽曲情報のコピー機能により、改訂版・普及版などの初版利用申込が可能です。

### J-WID Master（作品データベース）の利用

一般向けの作品データベース「J-WID」よりも詳細な情報（外国作品の使用料率、最低使用料など）を確認できます。

また、利用申込の入力時に「J-WID Master」から作品データの取込みができます（作品名、作詞・作曲者名等の入力を省略できます）。

お問い合わせ

[JASRAC 録音・ビデオグラム・出版課](#)

## 使用料規程取扱細則（第4節出版等）

## （目的）

第1条 本細則は、使用料規程第1章総則の備考に基づき、同規程第2章第4節出版等の規定の運用にあたり適用する取扱いを定めることにより、著作物の出版利用における適正な利用を促進することを目的として定める。

## （適用範囲）

第2条 本細則は、使用料規程第4節出版等の規定のうち、1(1)が適用となる出版物に適用する。

## （取扱いの内容）

第3条 利用者が、第2条に定める出版物の利用申込を事前に行う場合は、当該出版物の発行部数から次に定める部数を控除して、著作物使用料の算定を行うことができる。

(1) 発行部数控除 出版物の発行部数に応じて、次の①～②に定める部数

① 発行部数が1,000部を超えて5,000部までの場合、1,000部を超える部分について10%の部数

② 発行部数が5,000部を超える場合、①に加えて5,000部を超える部分について15%の部数

(2) EDI申請控除 利用者が出版物の利用申込を行う際に、電子的方法によって行い、かつ、利用著作物明細に楽曲コードを付与する場合、発行部数の5%の部数

## （適用除外）

第4条 第3条に定める取扱いは、次のいずれかに該当する場合は、事前の通知を要せずに適用除外することができる。

(1) 著作物使用料の支払期限を遵守しなかったとき

(2) その他契約に定める条項に違反したとき

## （細則の変更）

第5条 本細則は、使用料規程が変更された場合その他必要がある場合には変更することがある。

## （附則）

本細則は、2004年4月1日から実施する。